

議 長	休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
議 長	次に、質問順位3番 5番議員 嘉屋富公議員。
議 長	嘉屋議員。
嘉 屋 議 員	それでは通告に従い質問させていただきます。 避難所開設とその在り方、内容についてどのようなマニュアルを基に設営にあたっているのか。 以前、約12年前の8.6災害からこの最近へ、レベル3高齢者等避難指示によってコミュニティセンターに避難すると、雨漏りのする寒い3階のホールに通された。できれば、昼の部屋に毛布等の暖のとれるものを備えているがそこに避難したい。また、そういった毛布等の所在箇所を明記したものを分かりやすいところに貼り付けて説明してもらいたい。避難袋に何を入れて備えていけばいいのか、来年度ハザードマップを作成する予定ですが、町内ごみカレンダーのように分かりやすいものをハザードマップに掲載して全世帯に配布してもらえないか。高齢者等町内バスを利用して避難する時は、沢山の物を持つての避難は困難である等、様々な意見を聞きました。 お手元に配布した避難された方々の生の声を集約された別紙を拝見し、このままではいけないと思い質問をさせていただきます。 それでは1番目の質問です。 まず避難所設営にあたっては、誰が責任者で誰の指示で行動しているのかお伺いします。
議 長	田中副町長。
田 中 副 町 長	嘉屋議員からの一般質問に答弁させていただく前に議長にお願いがございます。

和木町議会基本条例第6条第2項において、「町長等は、議員からの質問、質疑に対して、議長の許可を得て反問することができる」と規定されております。この反問権を行使することについて議長の許可をいただきたくお願い申し上げます。

議長 内容について伺えますか。

田中副町長 はい、内容について、まず、ただ今嘉屋議員からいただきましたご質問についてなんですけど、我々の思いと全く異なっていたところがございます。今、嘉屋議員のおっしゃったことに反問権を行使しないと、嘉屋議員のことが真実であると広く受け留められる恐れがあり、町側があらぬ誤解を受けかねないということからやむなく反問権を行使させていただきたい、というものでございます。

議長 反問権の要請が上がりましたので、嘉屋富公議員、反問権を使ってですね、執行側の質問にですね、答えていただきたいと思いますけど、許可いたしますので、反問権を使ってください。

議長 はい、田中副町長。

田中副町長 はい、議長のご配慮感謝いたします。ありがとうございます。
まず反問権につきましては、議会議員の皆さまが調査研究されまして、調査研究を重ねられまして、議会側と執行側が公平になるように和木町議会基本条例に規定していただいたものであり、執行側としては、これをみだりに行使すべきものではない、ということは重々理解しております。しかしながら、先ほど申しましたとおり、嘉屋議員のご発言は、私たちが把握している事実とは大きく異なっており、どうしてあのようなご質問になったのか誠に不思議なところなんですけど、ここで訂正させていただかないと、嘉屋議員のご発言が先程申しましたように多くの皆さまに真実であると受け取られ、町側があらぬ誤解を招き、町職員の執行能力が大きく低下する恐れが

あることから、反問権を行使させていただくものでございます。

それでは嘉屋議員に質問させていただきます。

先ほど嘉屋議員「以前、レベル3高齢者等避難指示によってコミュニティセンターに避難したとき」とおっしゃいました。この部分については、当初、本定例会当初に議員が質問通告された時は、「昨年11月2日に出された、レベル3高齢者等避難指示によってコミュニティセンターに避難したとき」となっていたはずです。

このことについて、企画総務課長が「昨年11月2日には、町から避難情報に関する発令はされておらず、自主避難等もいなかった」この旨をお伝えしたところ、本日、議員は「昨年11月2日」とあったものを「以前」と改められておられます。お聞きします。「以前、コミュニティセンターに避難したときに、雨漏りのする寒い3階のホールに通された」とおっしゃいましたが、この「以前」とは、いつのことであるのかお伝えいただきたい、お答えいただきたいと思います。

議 長 嘉屋議員その質問に答えられますでしょうか。休憩入れましょうか。

嘉 屋 議 員 ちょっと休憩入れてください。

議 長 暫時休憩いたします。

休 憩 10時 21分

再 開 10時 22分

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
嘉屋富公議員。

嘉屋議員 はい、議長。

議長 どうぞ。

嘉屋議員 今回の副町長の反問権につきまして説明します。この、先程言ったように別紙とあります。これを私がずうっと拝見しまして内容を読んだ際に、こうではなかろうかっていう最初の通達の時に日にちを入れました。それがこれはあのよく調べてよく聞きなおすと、これは以前にということで本人からもありましたのでそこを訂正させていただきました。以上です。

議長 今回の、先程出されました事前通告の11月2日という部分は訂正という判断でよろしいんですね。

嘉屋議員 はい。

議長 田中副町長ありますか。どうぞ。

田中副町長 繰り返して申し訳ないんですけど、昨年11月2日がなぜ以前というふうに改まったのか、このあたりちょっとあまり明確でないんですけど、で、今別紙のことおっしゃったんですけど、別紙にこれいつって書いてないですよ、アバウトな話なんのでしょうか。アバウトって分かりますかね。去年のことなんか一昨年のことなんか、5年前のことなんか12年前の事なんか、いつのことなんですかとお聞きしたいんです。

議長 嘉屋議員。

嘉屋議員 はい、これはこれを集約していただいた方に聞きました。そしたら以前ということで、いつとはいう反応は無かったです。だからたまたまこれを読んだ際に、今回の、前回の一般質問でもしたようにコミュニティセンター3階で雨漏りが

あったと、それが私の頭に残ってたもんで、重複してこれはそのように私が勝手な解釈でもっていきました。ですから、その11月2日っていうのは取り止めて以前という形に直してます。以上です。

議長 田中副町長ありますか。はい。

田中副町長 11月2日を改められて以前と直されて、それに私共は何年前の事を答えればいいのかってのがわかんないんですよね。先程12年前の8.6豪雨災害のこと申されましたけど、防災対応につきましては、明日3月11日ですけど、2011年の東日本大震災、全国的には、和木町で言えば平成26年の8.6豪雨災害、この後から劇的に防災対応ってのは変わっている訳なんです。避難所運営も大きく変わっている訳なんです。その当時のことと5年前の事と去年の事とどの時点のことをおっしゃっているのか言っていたかないと、こちらも何ともお答えしようがない訳なんです。ですからこの辺りについては今の議員のご答弁では、まあ概ねの話で多分明確にお答えできないんだとそのように理解して、次の質問に移ってよろしいでしょうか。

議長 次の質問というのは、嘉屋議員の質問ですか。

田中副町長 いや、なんか、どうぞ。

議長 答えますか、それに対して。

嘉屋議員 はい。

議長 はい、嘉屋議員どうぞ。

嘉屋議員 はい、ですから今説明の部分、あの質問の主旨によって8.6約12年前から現在にあたるまでのレベル3以上の避難、

その間のことです。それ以前っていうのは和木町でも避難指示等は出てないと思います。いかがでしょうか。

議長 田中副町長。

田中副町長 劇的に変わっている防災対応のことで12年前の事を今からここで議論してもあまり意味はないと思うんですね。大きく変わっている訳なんですから。言ってる事分かりますかね。12年前、20年前の話をしててもあまり意味がない。議員さんと私がやっても、それよりもここ数年の話、それも今からどうするのかという話、そちらの方が重要だと思いますので、次の質問さしていただいてよろしいでしょうか。まだ何かおありですか。

議長 ちょっと暫時休憩いたします。

休 憩 10時 26分

再 開 10時 29分

議長 休憩前に続き、会議を再開いたします。
田中副町長どうぞ。

田中副町長 次に確認させていただきます。

「コミュニティセンターに避難したときに、雨漏りのする寒い3階のホールに通された」と、おっしゃいました。昨年、町が「高齢者等避難」を発令したのは8月29日の台風10号の接近に伴う1件だけでございました。この時は、コミュニティセンターに避難所を開設し、最大10人の方の避難者として受け入れました。記録ではいずれもホールではなく、3階ホールではなく畳の部屋にご案内しております。

令和7年第1回(3月)定例会

コミセンでは、過去5年間で7回、避難者を受け入れていています。この7回、いずれも畳の部屋から優先的に避難者を受け入れていています。

なお、令和4年9月18日の台風第14号の際、この時だけは、避難者19世帯30名のうち、翌日に来られた4世帯8名の方について、畳部屋への収容人数を超えたため、3階集会室に入っていました。

この事実に対して、議員はどうお考えでしょうか。なお、先程5年間と申しましたが、恐らく10年遡っても、まず畳の部屋から優先的にご案内していると思います。お答えいただきたいと思います。

議長 嘉屋富公議員。

嘉屋議員 まあ今、副町長言われた事ちょっと聞き取り難かった部分が多くてちょっと答えっていうのは出せなかったんですけど、私が聞いたかったのは、要は約12年前8.6豪雨災害ありました。それ以降に3階のホールにね1度も、いいですか1度も避難所として通してないですかと、通したことがあるんだったら、そのように考えなおしていただきたいと思います。

議長 田中副町長。

田中副町長 今、私申しましたが、コミセンに避難された時には、コミセンに避難した時には優先的に畳の部屋からご案内しております。過去5年間で1度だけ畳の部屋の収容人数を超えたので3階ホールにお通ししております。いずれも、いずれも畳部屋から優先的にやっているということでございます。

議長 嘉屋富公議員。

嘉屋議員 今説明にありましたように、5年前というのを主張しています。8.6豪雨災害があったのは約12年前です。それ以降に、

まあ5年、約7年間ギャップがありますけど、その間なかったのか、そういった事を、私が今言ってるのは8.6豪雨災害以降、こういった事は一度もなかったのか、一度でもあるんだったら認めてください。以上です。

議長 田中副町長。

田中副町長 避難所開設の際には畳の部屋から優先的に入っていただいていると申し上げたんです。ただ収容人数を超えれば致し方なく3階ホールへ通すことあります。8.6豪雨災害の際には文化会館の畳部屋、それから中学校の講堂にも避難しております。当然中学校の講堂ですので、床は硬いものでございます。それはあまりにも避難者が多かったからでございます。通常の避難の場合は畳部屋から必ず入っていただくようにしております。いきなり3階ホールへ通すということはございません。以上です。

議長 嘉屋富公議員。

嘉屋議員 もう一度しっかりと考えてください。いいですか、過去に一度もないかあったのかそれだけ返答をお願いします。

議長 田中副町長。

田中副町長 いきなり3階ホールに通したということはありません。

議長 田中副町長、反問権で聞きたいことはなんでしょうか。
もう一度説明してください。
田中副町長。

田中副町長 雨漏りのする寒い3階ホールに通されたとおっしゃいましたので、この事について私がこだわってる訳でございます。避難された方が、いの一番に避難された方が雨漏りのする寒い

3階ホールに通す、このようなことを避難所運営を行っている町職員が行うはさすがありません。何かの間違いではないのかな、と思って反問権を使って質問させていただいていることでございます。

議 長 今のはっきりと反問権はですね、雨漏りのする寒い3階のホールに通されたというこの文言についての反問権です。これについて嘉屋議員お答えできますか。

嘉屋議員。

嘉 屋 議 員 その件につきましては、別紙にありますように、こういった生の声を聞きながら避難者がそういうふうになりました、と以前に、いいですか、だから私も先程くどいように聞きましたけど、副町長に対して聞きました。一度も無かったのかと、例えば定員がこうだったから、たまたま何人か通してしまいましたよでも、ほんの少しでもあればあったんですよ、その辺がどうだったのかっていうのをもう一度検討し直して、よく考え直して答弁して欲しいと思います。

議 長 今、田中副町長の反問権はですね、雨漏りのする寒い3階ホールに通されたというのが事実であるかどうかを聞いてるんですけど、これは事実として判断していいんですか。

嘉 屋 議 員 答えていいですか。

議 長 嘉屋議員。

嘉 屋 議 員 まあ私も鵜呑みにする訳ではないですけど、別紙に書かれているのは、これは当然あったからここまで訴えてきているのであるというふうに思いますので、反問権っていうか、これは事実にあったことではないかなと私は自負してます。以上です。

議 長

今、嘉屋議員の方はこの書かれた事前通告の内容は事実だというふうに判断しておりますけど、田中副町長どうぞ。

田中副町長

すいません、あのコミュニティセンターに避難した時に、雨漏りのする寒い3階ホールに通されたと、この件なんですけど、ちょっと論点を変えてもう1個、論点変えて質問させていただきます。

コミュニティセンターに避難した時に雨漏りのする寒い3階のホールに通されたとおっしゃってます。コミュニティセンターも建設以来年数が経っておりますんで雨漏りした事がございます。しかしながら、避難されている時に、まさにその時に雨漏りしているそのホールに避難者を誘導するようなことは、町職員として到底考えられません。そのような場合は、別の場所にお移りいただくか、新たな避難場所を開設するはずです。

「寒い3階のホールに通された」寒いとおっしゃいました、停電等が起こらない限り、冷房あるいは暖房で適正な温度設定を行うように職員は努めております。

また、過去5年間、過去5年で申し訳ないんですけど、避難所を開設したのは、去年は8月、一昨年は6月末、その前は、9月、8月、7月となっています。

「寒い3階のホールに通された」とおっしゃいましたが、これは、いつのことなのかというような、誠に不思議に思っているところでございます。お答えください。

議 長

答えられますか。
嘉屋議員。

嘉屋議員

今そういったご説明を受けました。しかしながらですね、もうぶっちゃけこの具体的な質問の中の3番、私が質問しようと思いましたが、実際にコミュニティセンター3階大ホールを避難所とする場合、した場合、まあイスとテーブルとで対応されたと、エコノミー症候群発生する場合ありますよと、

そこまで私もやっぱりこれ書いてます。これ質問しようと思ってます。ということはそこに通されたから、そんだけの自分たちがそういうふう感じた、これは一人じゃないです。複数の意見をまとめた集約したものですから、そこを考えると当然コミュニティセンター3階に避難所を設営されたんではないか、と私は考えますが、いかがでしょうか。

議長　まあ雨漏りのする部分と言うのもこれはあくまでも住民から聞いた話で、事実かどうか分からないという判断でいいんでしょうか。

嘉屋議員　はい、いいですよ、見てないんで。

議長　という判断だそうですが、田中副町長、はいどうぞ。

田中副町長　今、議長からもおっしゃっていただきましたけど、この別紙については事実かどうか判別し辛いというふうに今認められた訳でしょうか。私は事実を申している訳なんですけど。この資料は事実かどうか曖昧な部分があると思ってよろしいんでしょうか。

議長　あくまでも住民側の意見を嘉屋議員は述べたということで、事実かどうかっていうことは、嘉屋議員は判断できないということでもいいんですか。

嘉屋議員　はい、いいですよ、見てないんで。

議長　じゃあそれをもう一度嘉屋議員答弁でお願いします。どうぞ嘉屋議員。

嘉屋議員　私自身も避難所に度々行ってる訳じゃあないし、そこまでの把握はできてません。ただ避難された方々の声を集約したってということで、私はこれを信じまして一般質問に書いてます。

議長 田中副町長。もう一度。

田中副町長 出来ればですね、もう少し根拠を明確にして、一般質問を行っていただくようお願いできたらと思います。

どうも非常に曖昧なものがあるように私の方に思いますので、その曖昧なものをちゃんとお伺いすることが困難な訳ですよ、だからなかなか一般質問の答弁、質問、答弁が成り立ってないということになっているのではないかと思います。

せっきくの機会ですので、もう少し申し述べさしてもらってよろしいでしょうか。

議長 えっ反問権ですか。

田中副町長 あのこの中にあることについてです。

議長 つまり反問権、確認ってということですか。

田中副町長 そうです。

議長 はい、じゃあどうぞ。

田中副町長 「毛布等の所在箇所を分かりやすくしていただきたい」という発言もございました。毛布、シーツ、マット等の防災資器材につきましては、毛布とかシーツ、マットですね、これにつきましては、コミセンの3階、コミセン3階の1つの部屋に用意しております。置いて、保管しております。避難者が畳の部屋に来られましたら、この防災資器材をですね、毛布等を職員がお一人お一人に全てお渡ししてるんですね、ですんで特段所在箇所をここですよと明示する必要は全くないと思います。必要があれば職員にお尋ねいただければ済むことでございます。

もう1点、「高齢者等町内バスを利用して避難する人」という言葉もございました。町内巡回バスを利用するの避難って

ということをおっしゃっているのかなと思うんですけど、そのような方は、ほとんどおられないかと思います。現実には。個別避難計画、今個別避難計画を進めておりますけど、この対象者でしたら、高齢者等避難が発令された際には、支援者の方がその避難どうされますかというのを尋ねていただいて、どういうふうに避難するかというのを、全て1軒1軒確認して回ります。ここで何ていうか不都合が起こることはないと思います。

別の方で自力での避難が困難な方につきましては、可能な限り役場職員が支援さしていただいていると、これは以前からお伝えしているところでございます。以上です。

議 長 はい、ちょっと待ってね。今のは反問権ではございませんので、確認として執行側からですね、説明をしたということでお答えすることは必要ないと思いますけど。

嘉屋議員 聞きたいことあってもいいですか。逆に聞いてもいいですか。

議 長 今のことにですか。

嘉屋議員 はい。

議 長 いいんですか、今の事で聞きたいと言うんですけど、いいですか。

田中副町長 はい。

議 長 じゃあ嘉屋議員どうぞ。嘉屋議員どうぞ。

嘉屋議員 はい、今、副町長の答弁っていうかですね、説明では、こうだろうとか一人では避難が困難だろう、こうである、こうしたい、現実でこうだとはっきり言えますか。実際に関ヶ浜等、

まあ瀬田、ここで親子二人が住んでいます。たまたま車がありました。近所の人を連れて乗して一緒に避難しました。こういった場合もあるんですよ、だから絶対じゃないでしょ、そういったところを良く踏まえて説明し、私の方に聞き返して欲しいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長 暫時休憩します。

休 憩 10時 43分

再 開 10時 51分

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
嘉屋富公議員。

嘉屋議員 それではですね、別紙に書かれているように集約された事柄は、以前にはなかったというふうに捉えていいんですか。

議長 田中副町長。

田中副町長 はい、町としましては避難所運営適切にやっていると思っております。繰り返しになりますけど、寒い部屋にお通ししたとか、いきなり3階のホールにお通ししたとか、そのようなことはここ数年は起こっておりません。

申し訳ないんですけど今回の嘉屋議員の質問は、断片的なものを議員の解釈でつなぎ合わせて、一般質問をされたように私には思えます。

和木町職員は、高齢者等避難あるいは避難指示発令の際は、覚悟を持ってあたっている訳です。

避難所運営にあたる者は、避難所が閉鎖されるまで夜を徹してそこに詰めております。役場の災害、災害対策本部では気象

警報が解除されるまで、これも夜を徹して何日も過ごす訳です。危険個所の巡回点検やあるいは災害発生の際の緊急対応、避難者の送迎などにもあたっております。防災対策は多大な負担を職員に強いることにもなりますが、職員は矜持、プライドを持って、あたっているのをございます。推測や思い込みで、職員の熱意、やる気をくじくようなことのないよう、ご配慮いただければたいへん嬉しく思っております。

町政を運営していくうえで、議員の皆さまと町執行は車の両輪に例えられます。円滑に切磋琢磨しながらも、円滑に進んでいければ、嬉しいというふうに考えております。

以上で、反問権の行使を終わります。質問、ご質問の避難所開設の責任者等については、企画総務課長、担当課長が答弁を申し上げます。

議長 渡邊企画総務課長。

渡邊企画総務課長 はい、避難所は、担当の企画総務課からの状況報告・意見具申に基づいて町長の判断（許可）により職員、主に教育委員会の職員を派遣して開設いたします。

避難所に到着された避難者の方々には、職員の指示により行動していただくことになります。昨年8月29日に開設した避難所の場合ですと、受付後に3階の学習室、1階図書室、3階会議室、いずれも畳の部屋にご案内し、その後、職員がシーツを含む寝具の貸し出しを行っております。以上です。

議長 嘉屋富公議員。

嘉屋議員 ちょっと暫時休憩入れてもらっていいです。
休憩入れてもらって。

議長 暫時休憩します。

休憩 10時 53分

再開 10時 54分

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
嘉屋富公議員。

嘉屋議員 はい、それでは続きまして次に質問に移らしていただきます。

例えば急な災害、まあ地震や地域によってはコンビナート火災、爆発等予知できない災害、または家にいない時等避難袋を持ち出せない場合の時もあります。その時の水分や食料、非常用が備えられると思いますが、避難時に適用しなかった事がなぜか、なぜあるのかお聞きします。

議長 渡邊課長。

渡邊企画総務課長 指定避難所は、災害対策基本法第49条の7に示されてますように、「災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在」又は「災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在」するための施設、このように規定されております。

町からは常々、前者の「災害の危険が無くなるまでの予防的避難」をする際には、避難される方には、自分が食べるものは自分で持ってきていただく事をお願いしており、町が備蓄する非常食をお渡しすることはございません。

その理由といたしましては、風水害等の進行型災害の場合、気象情報に基づいて災害の危険度に応じて段階的に「避難情報」を発令します。特に、高齢者等の避難開始となる「高齢者等避難」発令は明るいうちに避難を完了するため時間の余裕をもって発令しているため、住民の皆様には、平素より準備した防災袋を携行して、避難して頂くことが可能であると考えています。これについては、昨年の防災訓練、一昨年来の個別

避難計画作成時の戸別訪問において、防災リュック等を配布して準備をお願いしているところでございます。

なお、地震、津波のような突発的災害においては、速やかに避難することが必要と考えており、ご指摘の様な状況もあるかと思いますので、何も準備されていない方には、備蓄した非常食をお渡しできるよう準備をしているところでございます。

議長 嘉屋議員。

嘉屋議員 それではですね、もしレベル3等のです、避難指示出たときには、一斉放送はされます。その時に高齢者等はそういった非常袋、非常品、何を持っていけばいいのか、まだ把握できてないと思うんで、実際に放送時に、最低限度こういったものをご用意ください、もしくは今度ハザードマップ、これは来年度新しく作成されると思いますけど、そういったところにですね、ちゃんと記載されて、わかりやすく高齢者も動き易く、また非常袋も作りやすくするのが、まあ公務で仕事じゃあないかなと私は考えますがいかがでしょうか。

議長 渡邊課長。

渡邊企画総務課長 先程申し上げましたが、防災リュック、非常持ち出し用ですね、こういった物を常々皆様にこういった物を詰めてください。3日分の食料とか携行品こういうものを詰めた物をご用意ください、というのは常々申し上げております。それを高齢者等避難で避難される際にはお持ちいただきたい、というのが町の考えでございます。

議長 嘉屋議員。

嘉屋議員 今、私具体的に言いましたけど、常々こういった物を持ってきてください、じゃあなしに、もっと分かり易く明記してほしいと、例えばごみカレンダーがあります。このようにちゃんと

貼って一覧表にして、そういうことができないか、ということを私は今言ってるんです。

議 長 答えますか。
渡邊課長。

渡 邊 企 画
総 務 課 長 はい、広報にも出してると思うんですけど。

議 長 嘉屋議員。

嘉 屋 議 員 はっきり言わしていただきます。皆さんはホームページとか広報とかよく言われます。高齢者がホームページやってますか。じゃあ、今自治会、各自治会ありますが自治会に入ってたならその広報も配られてない家もあります。そういったふうに全部に周知できるか、ということを私は今伺ってます。というのが、本当私も和木町全体の安全、安心を考えてますんで、そこまでできることは、やっぱり惜しまずやってほしいという事を言ってます。いかがでしょうか。

議 長 渡邊課長。

渡 邊 企 画
総 務 課 長 まず今広報が配られてない世帯があるとおっしゃいましたが、自治会に入ってたなくても広報は配られます。そこはご認識ください。それと防災無線を流す際に、そのいろんな持ち出し、これを持って行ってくださいというようなことを、放送でお伝えするのは非常に難しいと思います。

議 長 嘉屋議員どうぞ。はい、嘉屋議員どうぞ。

嘉 屋 議 員 はい、今の町の方の答弁はわかりました。まあ、できるだけ私も防災士として勉強しまして自助というのがいかに大切かっていうのはわかっております。

そこで次の質問にかかります。

先程もありましたようにコミュニティセンター等をですね、避難所とする場合にはイスやテーブル、これだけで対応したのは、したらエコノミー症候群を発生する場合があります。まあ、こういった事はないようにしていただきたいんですが、執行の考えをお聞きします。

議長 渡邊課長。

渡邊企画総務課長 はい、冒頭で副町長からもありましたように、このイスや机で対応したというのが、まあ

議長 テーブル、テーブル。

渡邊企画総務課長 テーブルとイスで対応したというのが、いつなかわかりませんが、私の思ってる範囲内ではこういった事例は、ここ少なくとも5年以内はございません。それと、ここから質問にお答えしますが、まあ嘉屋議員おっしゃるように食事や水分を十分に摂らない状態で車などの狭い座席に長時間座っていて、足を動かさないと血行不良などにより血液が固まり易くなり、血栓や肺塞栓などを誘発する恐れがある。まあ、これがいわゆるエコノミークラス症候群ですね、を発生する、誘発する恐れがあるとされています。そのため高齢の方々などには優先して畳の部屋を配分し、シーツを含む寝具を貸し出して、できる限りリラックスして滞在していただけるようにしております。まあなお、予防のためのストレッチ運動、食事等のご自身で適宜お願いすることになります。

議長 嘉屋議員。

嘉屋議員 実際に答弁の方わかりました。

今後の避難所の開設にあたり、改善するところは私には多々見えてまいりました。今回避難者の生の声を集約したものを元

に質問させていただきましたが、改善できる点は早期に改善していかなければならないと考えますがいかがでしょうか。

また、
なんかありますか。

議長 いや、どうぞどうぞ。

嘉屋議員 また、今訓練等をですね、実際に避難所設営にあたっては、段ボールベッド、また仕切り等をですね、いろいろ用意されますけど、実際に避難された場合にそういったものが本当に設営されるのか、ちょっとお伺いします。

議長 田中副町長。

田中副町長 失礼しました。防災対応、避難所運営等につきましては年々改善を図っておるところでございます。これからも改善は図ってまいります。

今回議員からいろいろご意見いただいたんですけど、余りにも曖昧な部分でのご指摘等はあるべく避けていただきたい。明確なご意見をいただきたいと思います。いつのことだろうか、誰の話なのか、いつのことなのか具体的にはどうなのか、それが分からない段階でお伝えいただくのは非常に困りますので、よろしくお願いいたします。防災対応には町として力を入れてまいります。

資機材等段ボールベットそれから仕切り板等々については、訓練で繰り返しやっていますので、職員は対応できるようにしておりますし、またこれからも行ってまいります。

避難所運営、相違がないようにということなんですけど、町民の皆さま、そして議員の皆さまにもなるべく適正な知識を身に付けられてご協力いただければ、大変ありがたく思います。

議長 嘉屋議員。

嘉屋議員 はい、私も職員等ですね、活躍にはすごく感謝しております。ただ避難所というのは避難した人が、ある程度快適に過ごせないと避難所とは言えないと思います。まあ、今後共町のご尽力とご指導をよろしくお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

議長 再質問がないようですので、以上で嘉屋議員の一般質問を終わります。